

権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入について

1. 問題の所在

近年のデジタル技術や情報通信技術の発展を背景に、新たなネット関連ビジネスが登場するとともに、従来想定されなかったコンテンツの利用形態が出現している。

しかし、現行の著作権法は、個別具体の事例に沿って権利制限の規定を定めているため、これら規定に該当しない行為については、たとえ権利者の利益を不当に害しないものであっても形式的には違法となってしまう。

このような現状を踏まえ、技術の進歩や新たなビジネスモデルの出現に柔軟に対応できる法制度とするため、権利者の利益を不当に害しない公正な利用であれば許諾なしに利用できるようにする権利制限の一般規定を設けることが必要ではないか。

2. 現行制度等

現行著作権法においては、著作権等の内容を定めると同時に、著作物の公正な利用を図るという観点から、私的使用のための複製や引用のための利用、図書館、学校その他の教育機関における複製等など個別のケースに沿って権利制限の規定を置いている（第30条～第50条）。

著作者人格権の権利制限についても、個別の事例に沿って権利制限の規定を置いているが、同一性保持権の権利制限に関しては、「前3号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」はできるという一般的な規定を置いている（第20条第2項第4号）。

なお、権利制限については、現在文化審議会において下記の事項を検討中である。

- ・ ネット検索エンジンサービスに伴う複製等
- ・ 機器利用時・通信課程における一時的蓄積等
- ・ 研究開発における情報利用に伴う複製等
- ・ コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングに伴う複製等

3. 現状等

（1）裁判例

実際の運用においては、権利制限規定に直接的には該当しないような利用であっても、裁判において公正な利用と判断される場合には、著作権法上の「複製」の柔軟な解釈¹や権利制限規定の柔軟な解釈²等により、適法とする例が見受けられる。

しかし、明文の規定によらない解釈だけの運用では、法律構成が不明確となり、結果として、統一した基準に基づかないその場限りの判断を招くのではないかと

¹ 東京高判平成14年2月18日<書と照明器具カタログ事件>

² 東京地判平成13年7月25日<市バス車体絵画事件>

の指摘がある。

また事業者からは、企業のコンプライアンスの観点から、権利制限規定に該当しない新しい技術やサービスについては、これを許容する根拠となる規定がなく解釈だけの運用では挑戦するのが難しいという意見が寄せられている。

(2) 情報通信技術の発達を踏まえた新しい技術やサービス等

デジタル技術の進展やネットワークの普及を背景に、現行の限定列挙による方式については、次のような課題がある。

- ・ 近年の技術革新のスピードを考えれば、すべての場合を個別の限定列挙で規定し尽くすことはできず、結果として新しい技術やサービスへの萎縮効果をもたらしている。
- ・ ネット上の写真・動画への写り込みやウェブページの印刷など権利者に実質的な不利益を与えていないにもかかわらず形式的に見れば違法な行為が爆発的に増えている。

4. 国際的な動向

(1) アメリカ

アメリカ著作権法では、衡平法上の原理を1976年に成文化したものとして、フェアユースに該当すれば侵害とならないとする包括的な権利制限の一般規定(第107条)を定めている。

引用、パロディ、写り込み等の他にも、検索エンジンによる画像のサムネイル表示³やソフトウェアのリバース・エンジニアリング⁴など、広範な著作物の様々な利用形態に対して適用される。また、フェアユースに関する経済効果も報告されている⁵。

フェアユースの判断のために条文には4つの考慮要素が挙げられているが、その他の考慮要素を排除するものではなく総合的に判断することとされている。フェアユースの規定を巡る判例には、商業的利用であるか否かにより被害の存在を推定したもの⁶や、潜在的な市場における被害も考慮すべきとしたもの⁷、変形的利用であるほど商業的利用等であってもフェアユースと認定されやすいとしたもの⁸がある。

なお、米国著作権法では、上記権利制限の一般規定とともに詳細な権利制限の個別規定(108条～122条)を定めている。

³ Perfect10 v. Amazon.com, 508 F.3d 1146 (9th Cir. 2007)

⁴ Sega Enterprises v. Accolade, 977 F.2d 1510 (9th Cir. 1992)

⁵ “Fair Use in the U.S. Economy” (CCIA, 2007)

⁶ Sony Corp. of America v. Universal City Studios, 464 U.S. 417 (1984)

⁷ Harper&Row v. Nation Enterprises, 471 U.S. 539 (1985)

⁸ Campbell v. Acuff-Rose Music, 510 U.S. 569 (1994)

【参照条文】（「外国著作権法令集（29）－アメリカ編－」2000年7月社団法人著作権情報センターより抜粋）

第107条 排他的権利の制限：フェア・ユース

第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース（コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (i) 使用の目的および性質（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む）。
- (ii) 著作権のある著作物の性質。
- (iii) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (iv) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記の全ての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

（2）イギリス

イギリス著作権法では、具体的な要件を法律上明記せずに、特定の目的を有する公正利用（フェア・ディーリング）に該当すれば侵害とならないとする権利制限の規定を定めている。

ここで、公正利用による権利制限の対象となる目的は、研究及び私的学習（第29条）、批評、評論及び時事の報道（第30条）に限られる。さらに、研究及び私的学習を目的とする権利制限においては、対象となる著作物の種類が限定されるとともに、研究に関しては非商業的研究に限られる。

また、これに加えて、著作権資料の付随的挿入（第31条）に関して、具体的な要件を法律上明記しない権利制限の規定を定めている。

（3）国際条約

ベルヌ条約第9条（2）では、「特別の場合について（1）の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。」とする、いわゆるスリー・ステップ・テストによる権利制限に関する規定を定めている。ここで、「特別の場合」には、①一般的な効果を伴う幅広い例外や制限ではない場合と、②特別で妥当な法的・政治的正義がある場合

の2つの側面があると考えられている⁹。

また、著作物の引用について、第10条では、「公正な慣行に合致し、かつ、その目的上正当な範囲内で行われることを条件として、適法とされる」と規定している。我が国においても、引用に関して著作権法第32条に同様の規定を定めており、具体的要件を法律上明記していない。

TRIPS協定第13条、WIPO著作権条約(WCT)第10条、WIPO実演・レコード条約(WPPT)第16条においても、ベルヌ条約と同様のいわゆるスリー・ステップ・テストによる権利制限の規定を定めている。ただし、ベルヌ条約では複製権のみが対象となっているが、その他の条約では全支分権が対象となる。

<論点>

- 権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入の必要性

- 仮に一般規定を導入した場合に留意すべき事項
 - ・ 個別規定と一般規定の関係の在り方
 - ・ 一般規定に掲げる考慮要素

⁹ 「WIPOが管理する著作権及び隣接権条約の解説並びに著作権及び隣接権用語解説」（2007年3月社団法人著作権情報センター）